

藤崎町の給与・定員管理等について（令和7年度）

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

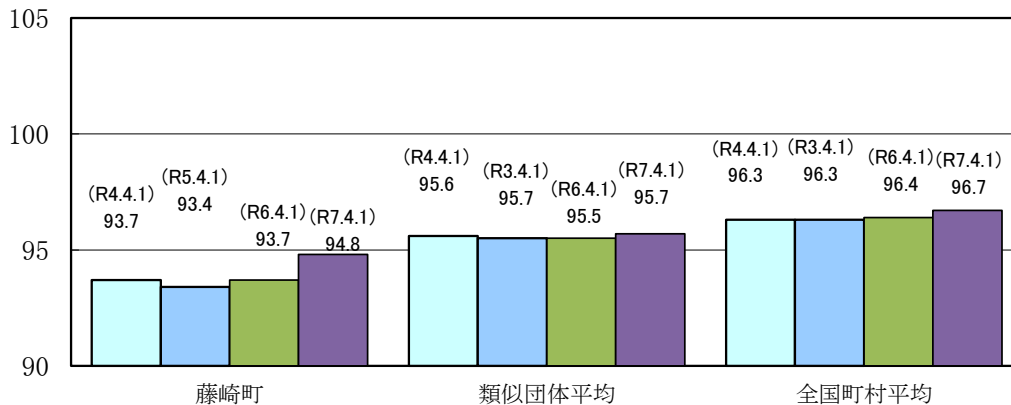
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和6年度	人 14,300	千円 9,467,272	千円 161,628	千円 1,153,671	% 12.2	% 11.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
令和6年度	人 114	千円 389,130	千円 46,523	千円 158,041	千円 593,694	千円 5,208	千円 5,750

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）の及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給割合）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

該当なし

(4) 給与改定の状況

藤崎町は人事委員会を設置していないため、省略します。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】 国家公務員給与においては、行政職棒給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号棒をカットし、これらの級の初号の棒給月額を引き上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での棒給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

実施 未実施]

【給料表の改定実施時期】 令和7年4月1日

【内容】 一般行政職の給料表について、国の見直しを踏まえ3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額を引き上げを実施。(国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。)

② 地域手当の見直し 藤崎町は地域手当に該当しないため、省略します。

③ その他の見直し

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。
(令和7年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
藤崎町	41.8 歳	313,657 円	365,100 円	334,096 円
青森県	42.5 歳	321,300 円	384,183 円	349,835 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	41.9 歳	315,481 円	361,578 円	341,173 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
藤崎町	54.3 歳	3 人	264,733 円	296,502 円	295,317 円	—	—	—	—
うち学校給食員	— 歳	— 人	— 円	— 円	0 円	—	—	—	—
うち用務員	60.0 歳	1 人	222,800 円	260,000 円	264,050 円	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	49.3 歳	215,100 円	1.21
うち自動車運転手	51.5 歳	2 人	285,700 円	314,754 円	310,950 円	乗用自動車運転者	56.4 歳	215,700 円	1.46
青森県	54.1 歳	211 人	305,500 円	342,029 円	321,950 円	—	—	—	—
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	—	337,907 円	—	—	—	—
類似団体	50.8 歳	5 人	287,838 円	312,596 円	301,617 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
藤崎町	4,976,392 円	—	—
うち学校給食員	—	—	—
うち用務員	4,764,277 円	2,986,400 円	1.60
うち自動車運転手	5,082,450 円	2,674,300 円	1.90

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているものを使用しています。（令和4年～令和7年の3ヵ年）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベース「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされています。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		藤 崎 町	青 森 県	国
一般行政職	大 学 卒	225,600 円	225,600 円	220,000 円
	高 校 卒	194,500 円	194,500 円	188,000 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数 10年以上15年未満	経験年数 15年以上20年未満	経験年数 20年以上25年未満
一般行政職	大 学 卒	277,100 円	311,400 円	355,700 円
	高 校 卒	243,500 円	— 円	316,500 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	255,400 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円

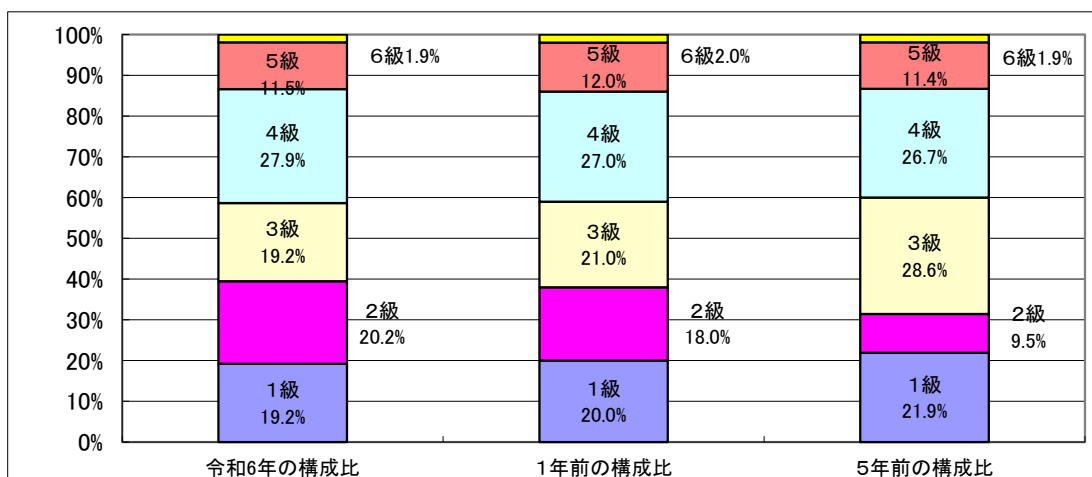
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

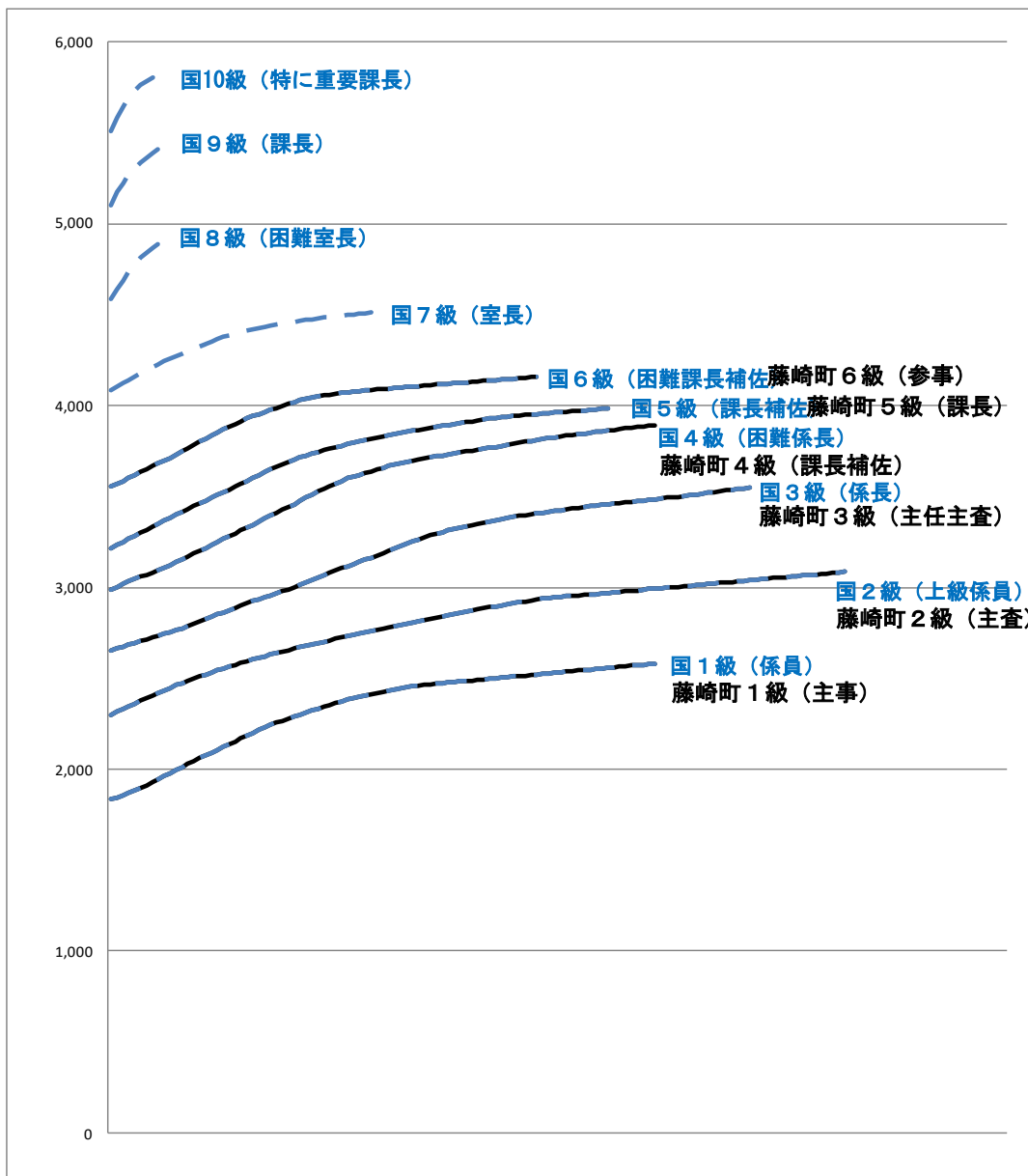
区 分	標準的な職務内容	職員数（人）	構成比（％）	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事・主事補	20 人	19.2 %	183,500 円	258,100 円
2 級	主査	21 人	20.2 %	230,000 円	308,500 円
3 級	係長	20 人	19.2 %	265,300 円	354,700 円
4 級	課長補佐	29 人	27.9 %	298,800 円	389,300 円
5 級	課長	12 人	11.5 %	321,300 円	398,200 円
6 級	課長	2 人	1.9 %	355,200 円	415,700 円

(注) 1 藤崎町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和7年4月2日から令和8年4月1日までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	○		○	
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分		○		○
標準の区分のみ（一律）	△		△	
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

藤 崎 町	青 森 県	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,386 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,776 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.000) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.000) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.000) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○	○	○	○
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率		○		
標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

藤 崎 町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分
最高限度 47.709 月分 47.709 月分	最高限度 47.709 月分 47.709 月分
調整率 83.7/100	調整率 83.7/100
(その他の加算措置) 定年前早期特例措置：2~45%加算 調整額：在職中の職責等による貢献度に基づく加算 (0~43,350円)×60ヶ月 退職時特別昇給：なし 令和6年度1人当たり平均支給額：18,075千円	(その他の加算措置) 定年前早期特例措置：2~45%加算

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引き上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違による退職した場合を含む。

(3) 地域手当

藤崎町は地域手当に該当しません。

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (普通会計令和6年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (普通会計令和6年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (普通会計令和6年度)	0.0 %		
手当の種類 (手当数)	2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	右記の作業に従事した職員	感染症患者若しくはその疑いのある患者の救護又は感染症菌の附着若しくはその疑いのある物件等に係る作業に従事したとき	500円/日
死体取扱手当	右記の作業に従事した職員	火葬及び行旅病死人等の死体処理作業に従事したとき	800円/体

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和6年度決算)	14,329 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	126 千円
支給実績 (令和5年度決算)	14,080 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	130 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	
扶養手当	配偶者	3,000 円	同		11,469千円	201,211円	
	子	11,500 円					
	父母等	6,500 円					
	15歳到達後最初の4月1日から22歳到達後最初の3月31日までにある子の加算	1人につき5,000円					
住居手当	借家・借間	[12,000円以上の家賃] 1) このうち月額23,000円以下の場合 家賃-12,000円 2) 月額23,000円を超える場合 (家賃-23,000円) × 1/2 + 11,000円 (支給限度額27,000円)	異なる	【支給要件】16,000円を超える家賃を払っている職員【支給額】月額27,000円以下は、家賃-16,000円、月額27,000円を超える61,000円未満は (家賃-27,000円) × 1/2 + 11,000円、月額61,000円以上は28,000円	3,983千円	265,533円	
通勤手当	交通機関利用者 運賃等全額支給 交通用具使用者 2km~60km=2,000円~31,600円		同		3,746千円	43,057円	
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員について、その職務の特殊性に基づき支給 支給額：20,000円~35,000円		同		108千円	7,200円	
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において在職する職員に対して支給(支給月額)		同		7,608千円	69,798円	
	世帯主	扶養親族あり					19,800円
		扶養親族なし					11,400円
その他の職員		8,200円					

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料 報 酬	町 長	720,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副 町 長	582,000 円	900,000 円/	639,000 円
	議 長	290,000 円	720,000 円/	550,000 円
報 酬	副 議 長	251,000 円	340,000 円/	252,000 円
	議 員	240,000 円	275,000 円/	196,000 円
			250,000 円/	174,000 円
期 末 手 当	町 長	(令和6年度支給割合)		
	副 町 長	3.40 月分		
手 当	議 長	(令和6年度支給割合)		
	副 議 長	3.45 月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	給料月額×在職月数×0.455	15,724,800円	任期毎
		給料月額×在職月数×0.265	7,403,040円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

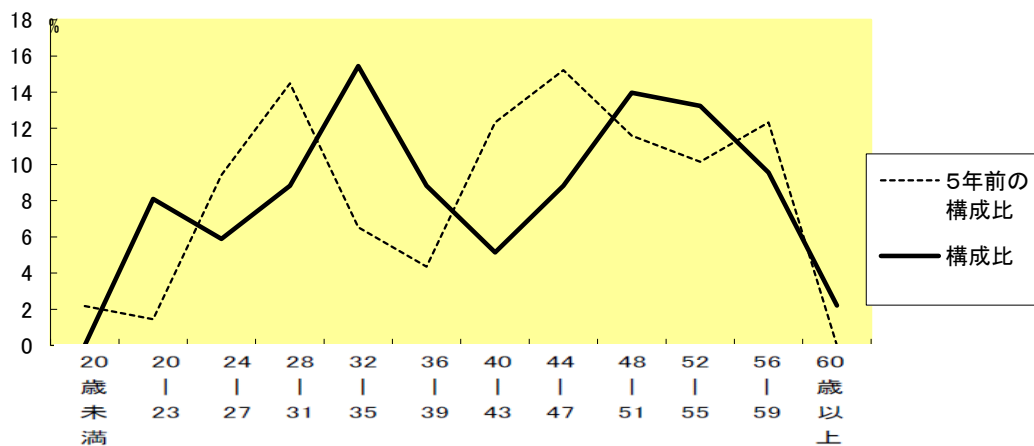
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	2	2	0	産休・育休職員の配置による 正職員からパートタイム会計年度任用職員への変更 正職員からパートタイム会計年度任用職員への変更
		総務	40	45	5	
		税務	10	9	△ 1	
		農水	11	10	△ 1	
		商工	9	10	1	
		土木	11	11	0	
民生		11	13	2		
衛生	11	13	2			
	計	94	100	6	<参考> 人口1万人当たり職員数 70.38 人 (類似団体 111.20人)	
	教育部門	20	21	1	国民スポーツ大会関連業務の体制強化による	
	消防部門					
	小 計	114	121	7	<参考> 人口1万人当たり職員数 85.16 人 (類似団体 133.52人)	
会 計 部 門	公 営 企 業	水道	3	3	0	派遣期間満了に伴う変更
		下水道	3	3	0	
		その他	10	9	△ 1	
		小 計	16	15	△ 1	
合 計		130	136	6	<参考> 人口1万人当たり職員数 95.71 人	
		[167]	[167]			

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
 2 []内は、条例定数の合計です。
 3 津軽広域連合に派遣中の職員は除きます。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	11人	8人	12人	21人	12人	7人	12人	19人	18人	13人	3人	136人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	103	102	101	98	94	100	▲ 3 (▲ 2.9 %)
教育	20	19	17	18	20	21	1 (5.0 %)
消防							()
普通会計 計	123	121	118	116	114	121	▲ 2 (▲ 1.6 %)
公営企業等会計 計	15	16	17	17	16	15	0 (0.0 %)
総合計	138	137	135	133	130	136	▲ 2 (▲ 1.4 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める B/A	(参考) 令和5年度の総費用 に占める職員給与比率
令和6年度	千円 267,547	千円 76,414	千円 23,237	% 8.7%	% 9.7

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 水道事業市町村 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
令和6年度	人 4	千円 9,068	千円 2,292	千円 2,028	千円 13,388	千円 3,347	千円 6,316

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含みません。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
藤崎町	42.2 歳	336,700 円	462,239 円
水道事業市町村団体平均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

（注） 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末・勤勉手当

藤 崎 町（水道事業）	水道事業市町村平均
1人当たり平均支給額（令和6年度） 507 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,593 千円
（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.05 月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15% ・管理職加算 なし	

イ 退職手当（令和7年4月1日）

藤 崎 町（水道事業）			水道事業市町村平均		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	- 月分	- 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	- 月分	- 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	- 月分	- 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	- 月分	- 月分
（その他の加算措置） 定年前早期特例措置：2～45%加算 調整額：在職中の職責等による貢献度に基づく加算 （0～43,350円）×60ヶ月 退職時特別昇給：なし （1人当たり平均支給額） 22,365千円			（その他の加算措置） （1人当たり平均支給額） 7,848千円		

ウ 地域手当

藤崎町は地域手当に該当しないため省略します。

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）	0.0 %		
手当の種類（手当数）	2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	右記の作業に従事した職員	感染症患者若しくはその疑いのある患者の救護又は感染症菌の附着若しくはその疑いのある物件等に係る作業に従事したとき	500円/日
死体取扱手当	右記の作業に従事した職員	火葬及び行旅病死等人の死体処理作業に従事したとき	800円/体

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	218 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	55 千円
支給実績（令和5年度決算）	588 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	147 千円

（注） 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）です。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 同異	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	内容と支給単価は藤崎町と同様	同		215千円	240,000円
住居手当	〃	同		324千円	324,000円
通勤手当	〃	同		199千円	39,800円
管理職手当	〃	同		360千円	360,000円
寒冷地手当	〃	同		494千円	82,333円